

12月3日～9日は障害者週間です

「障害者週間」は、障がい福祉への关心と理解を深め、障がいのある方が社会・経済・文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加できる社会を実現することを目的に制定されました。

障がいのある人もない人も、共に支え合う共生社会を実現していくためには、一人一人が障がいについて正しく理解することが大切です。

【行田市障がい者差別解消推進条例】をご存じですか

市では、障害者差別解消法などの趣旨を踏まえ、障がいを理由とする差別を解消し、全ての人が互いを尊重しながら暮らせる共生社会の実現に資することを目的に、令和5年にこの条例を制定しました。

▶条例のポイント

(1)不当な差別的取扱いの禁止

障がいを理由として、障がいのある人に対して差別的なふるまいをしたり、正当な理由なく、サービスの提供の拒否や制限をしたりするような行為をしてはいけません。

(2)合理的配慮の提供の義務

社会の中には、障がいのある方にとって生活の妨げになる設備や制度など(社会的障壁)があります。障がいのある方が「こうしてほしい」と伝えたときは、市や事業者などはよく話し合い、無理のない範囲で対応する必要があります。

(3)障がいを理由とする差別に関する相談、紛争の防止などの体制の整備

・相談への受付対応

障がいのある人やその家族、関係者、事業者などは、市内で発生した障がいを理由とする差別があったとき、福祉課に相談することができます。市では、必要に応じて事実確認や調査などを行います。

・あっせんの申し立て

障がいのある市民、家族などは、市長に対し、相談後に問題解決のための必要なあっせんを申し立てることができます。申し立ては福祉課で受け付けています。

・あっせん

市長は、行田市障害者等支援協議会にあっせんを行うよう求めることができます。行田市障害者等支援協議会はあっせんのため、必要に応じて関係者に出席を求めることがあります。

・勧告および公表

市長は、あっせん案に従わない者に勧告することができます。正当な理由なく従わないときは公表することができます。その際は、事前に相手方にその旨を通知し、意見を述べる機会を設けます。

相談および紛争の防止などのための流れ

